

## 農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第3項の規定による利害関係人の意見聴取のため、公衆の縦覧に供する。

なお、当該土地に係る利害関係人は、当該土地の利用権の設定等について、縦覧期間の満了の日までに高知県農業公社理事長に対して、意見書を提出することができる。

令和7年12月1日

農地中間管理機構  
公益財団法人高知県農業公社

### 1 農用地利用集積等促進計画の概要

申請年度・番号	賃借権の設定をする農用地	地番	設定期間
7年 第12号	宿毛市押ノ川字黒ノ下	1063	20年
	宿毛市押ノ川字黒ノ下	1064	20年
	宿毛市押ノ川字黒ノ下	1065	20年
	宿毛市押ノ川字黒ノ下	1068	20年
	宿毛市押ノ川字黒ノ下	1072	20年
	宿毛市押ノ川字勝負田	1073	20年
	宿毛市押ノ川字勝負田	1075	20年
	宿毛市押ノ川字勝負田	1076	20年

### 2 縦覧期間・方法

令和7年12月1日(月)から令和7年12月8日(月)まで  
機構ホームページに掲載

### 3 意見聴取の期間・提出方法

縦覧の期間中  
郵送(書留郵便、配達記録便に準じるもの)または持参とし縦覧期間満了日までに必着のこと

### 4 意見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52  
公益財団法人高知県農業公社

### 5 意見聴取の対象となる利害関係人

利害関係人とは、機構が賃借権の設定等を行う農用地等のある地区(大字、集落)において、借受等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者(集落の代表者等)のことといいます。